

佐久市観光協会魅力向上公式ホームページリニューアル業務企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市観光協会魅力向上公式ホームページリニューアル業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）は、佐久市観光協会公式ホームページリニューアル業務公募型プロポーザルに提案のあった者を、審査要領に基づき公平・公正に審査することを目的に設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務に係るプロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、常務理事をもって充てる。

3 委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 会長
- (2) 常務理事
- (3) 副会長（佐久支部2名、臼田支部1名、浅科支部1名、望月支部1名）

(任期)

第4条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、観光協会事務局が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月20日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。